

請 求 人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	横 山 正 人
同	中 山 大 輔

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和3年5月25日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

本件監査請求書において、請求人は、「IR事業の根幹はカジノ事業であり、カジノ事業の存立はギャンブル依存症と不可分の関係にある」とし、「ギャンブル依存症を防止するに足りる入場規制を全く伴わないカジノ事業を地方公共団体が助長することは、ギャンブル依存症の増加を促進することに他ならず、精神保健福祉法2条に定める「精神障害者の発生を予防する義務」に正面から違反する行為」とであると主張しています。このことから、特定複合観光施設（以下「IR」といいます。）を整備する区域として予定している市有地を、特定複合観光施設設置運営事業者（以下「IR事業者」といいます。）に貸与することは、違法又は不当として禁止されるべき財務会計行為であるとし、監査委員が市長に対し、当該市有地をIR事業者に貸与してはならない旨、勧告することを求めています。

また、請求人は、次のアからエまでにより、IR事業者に対し当該市有地の貸与が行われることが確実に予測されるとしています。

ア 市長が、令和3年1月21日に、「横浜特定複合観光施設設置運営事業実施方針」（以下「実施方針」といいます。）及び「横浜特定複合観光施設設置運営事業募集要項」（以下「募集要項」といいます。）を公表したこと。

- イ 実施方針及び募集要項は、特定複合観光施設区域整備法第9条による区域整備計画の認定を得るため、同法第5条に基づき国土交通大臣が策定した「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」に即して、市長が策定したものであること。
- ウ 実施方針及び募集要項によって横浜市がI Rを整備する区域として予定している場所は、横浜市中区所在の山下ふ頭であり、その大部分は、横浜市の所有地であること。
- エ 横浜市は募集要項において、ウの市有地を、「土地の引渡日から、区域認定日の35年後の応当日の前日まで」の長期にわたって、「横浜市財産評価審議会の答申価格」でI R事業者に貸与する方針を明らかにしたこと。

法第242条第1項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。また、これらの財務会計上の行為には、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含むことが規定されています。

相当の確実さをもって予測される場合とは、単にその可能性が漠然と存在するというだけでなく、「当該財務会計上の行為にかかわる諸般の事情を総合的に考慮して、当該行為が違法になされる可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合をいうと解するのが相当（平成12年6月29日福岡高裁判決）」であるとされています。

募集要項には、I R開業までの想定スケジュールとして、次のように記載されています。

【図表6 想定スケジュール（予定）】

時期	内容
2021年夏頃	設置運営事業予定者の選定
2021年秋頃	基本協定の締結
2021年秋～冬頃	区域整備計画の作成及び公聴会等の実施
～2022年3月	区域整備計画の認定申請にかかる市議会の議決
～2022年4月	区域整備計画の認定申請
2022年5月以降（※）	区域整備計画の認定（国） 実施協定の締結、設置運営事業の開始
2020年代後半	I R開業

※国のスケジュールは想定。

出典「横浜特定複合観光施設設置運営事業募集要項（修正版：令和3年（2021年）5月）」

請求人は、前記アからエまでにより、市長が当該市有地を I R 事業の敷地として貸与することが確実に予測されると主張していますが、本件監査請求書が提出された令和 3 年 5 月 25 日の時点において、I R 事業実施の前提となる、国による区域整備計画の認定を横浜市は受けておらず、さらには、横浜市が国による区域整備計画の認定を受けられる可能性がどの程度あるのかも明らかではありません。

このため、現時点においては、当該市有地を I R 事業者へ貸与することが、相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えているとは認められません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。